

野沢菜生産振興事業のご案内

村では信州の伝統野菜である野沢菜を生産している農家の皆様に対し予算の範囲内で下記のとおり補助金の交付をいたします。

★補助対象となる方

(以下①～④まで全ての要件を満たす方となります。)

- ①村内に住所を有し、かつ村税等に滞納がない方
- ②野沢菜を5アール以上栽培している方
- ③収穫した野沢菜を加工所、商店（直売所を含む）、宿泊施設、飲食店、農業協同組合、市場等へ出荷している方
- ④野沢菜の出荷に対し、納品書、販売実績等の証明ができる書類を提出できる方



★補助金の内容

事業の区分	補助金の額	限度額
野沢菜生産の継続奨励	野沢菜の販売実績において500kgあたり15,000円を支給。	1世帯の補助金の限度額は30万円以内。

★その他

- 申請は、1世帯あたり年1回に限ります。
- 生産量、販売実績については自動的に申告納税の資料となり、交付される補助金は農業所得に反映することになります。
- 申請受付時期は、10月～12月を予定しております。
- 申請を予定される方は、下記担当部署へお問い合わせください。

